

一般競争入札を行いますので、京都市交通局契約規程第6条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成24年10月26日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

1 入札に付する事項

(1) 工事名称

高速鉄道東西線縦樋修繕工事

(2) 工事場所

東西線 御陵駅・蹴上駅・三条京阪駅

(3) 工事概要

本工事は、高速鉄道東西線の縦樋を修繕するものであり、主な内容は次のとおりとする。

| | |
|------------|-----|
| 縦樋撤去設置工 | 4箇所 |
| 縦樋交換工 | 7箇所 |
| 飛散防止シート設置工 | 3箇所 |
| 撤去物運搬処理工 | 1式 |

(4) 工期

契約日の翌日から平成25年3月31日まで

(5) 支払条件

ア 前金払

請負代金の4割を超えない範囲内(中間前払金については2割を超えない範囲内)の額を支払う。

イ 部分払

なし

2 本件入札に関する問合せ先

〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町12番地 サンサ右京5階

京都市交通局企画総務部財務課管財契約係

(電話 075-863-5095)

3 入札参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、現に京都市交通局契約規程（以下「規程」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者であって、同日（（1）にあつては、公告の日から開札の日までの間）において、次に掲げる全ての条件を満たす者

- （1）京都市交通局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- （2）京都市交通局競争入札有資格者名簿（工事）に「防水工事」の種目で登録されていること。
- （3）建設業法に基づく防水工事業の許可を有すること。
- （4）平成14年度以降に完成済みの工事であつて、単独又は共同企業体の代表者若しくは構成員（いずれも元請）として、地下鉄道において「漏水処理工事」又は「縦樋修繕工事」を施工した実績を有していること。
- （5）建設業法の定めるところにより、本件工事の施工に必要な主任技術者を工事現場に専任で1名以上配置し得ること。

なお、配置予定の技術者については常勤の自社社員であり、かつ開札日において、引き続き3箇月以上の雇用関係があるとともに、他の工事に技術者として配置されていないこと。

- （6）本市内に本店を有すること。
- （7）京都市交通局企画総務部財務課（以下「財務課」という。）が実施した当該種目における一般競争入札（共同企業体による入札を含む。ただし、共同企業体による入札の場合は、平成24年1月1日以降に公告したものに限る。）に応札し、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと。

また、財務課が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札（共同企業体による入札を含む。ただし、共同企業体による入札の場合は、平成24年1月1日以降に公告したものに限る。）において、低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。

ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

(8) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次のアからウのいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの二者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札方法等

(1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行した IC カード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電

子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（規程第7条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、財務課に設置する入札端末機（規程第7条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。）

なお、端末機利用者が入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間終了の1日前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。

（2）本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時まで、次のア又はイの方法により、当該工事に係る設計図書等を入手し、積算のうえ、（6）に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードして入手する（この場合、設計図書等を入手しようとする日までに、京都市電子入札システムへの登録を行っていない）。)

なお、インターネット利用者であっても設計図書等を購入することができるものとするが、この場合、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して複写承認書を入手し、（3）により設計図書等を購入する。

イ 端末機利用者は、財務課に設置する入札端末機により、複写承認書を入手し（この場合、複写承認書を入手できる期間終了の1日前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。）、（3）により設計図書を購入する。

（3）上記（2）ア後段及び（2）イにより当該工事に係る設計図書等を購入しようとする者は、前項で入手した複写承認書を、上記（2）の期間内に次の設計図書等の販売業者に提示して購入すること。

（設計図書等の販売業者）

ビジネスサービス株式会社

京都市伏見区竹田久保町2番96-2

（電話 075-645-2212）

想定販売金額 1,050円（A4コピー 26枚 A3コピー 12枚）

(4) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。

(5) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(6) 入札期間

平成24年11月6日(火)、11月7日(水)、11月8日(木)の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(7) 予定価格及び最低制限価格

予定価格及び最低制限価格は、次のとおりである。

ア 予定価格 3,131,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

イ 最低制限価格 2,567,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

(8) 入札参加資格確認申請書等の提出

入札者は、(10)に記載の方法により次の書類を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、当局において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(用紙交付)

イ 建設業法に基づく防水工事業の許可証明書又は許可通知書の写し

ウ 施工実績調書(用紙交付)

3(4)の施工実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

エ 技術者等配置予定調書(用紙交付)

3(5)の技術者を記載し、その者の技術者資格及び雇用関係等を証明し得る書類等の写しを添付すること。

また、当該技術者については、開札日において、他の工事に配置されておらず、かつ落札決定の日時までの間においても、他の工事に配置する予定がないこと。

なお、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとする。

(9) 入札参加資格確認申請書、施工実績調書及び技術者等配置予定調書の交付

本件入札の公告日から入札期間終了まで、京都市交通局のホームページ（ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000006512.html>）において、入札公告と併せて入札参加資格確認申請書、施工実績調書及び技術者等配置予定調書を掲示するので、ホームページから当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。

(10) 入札参加資格確認申請書等は次の方法により提出すること。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office2003で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Reader8.0で扱えること。）にして添付すること（添付できるデータは1ファイルのみであるので、入札参加資格確認申請書等を一つのファイルにして添付すること。）。

イ 端末機利用者の場合

入札参加資格確認申請書等を封入、封かんし、封筒表面には入札番号、工事名及び工事場所のみを記載して、入札期間内に2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

平成24年11月9日（金）午前9時

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二人以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認められた者を落札者とする。

(4) 入札参加資格の取消し等

入札参加資格を確認する前に、入札者が次のアからオのいずれかに該当することと

なったときは、その者の入札参加資格は認めない。また、入札参加資格の確認後、落札決定までの間に、入札者が次のアからオのいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。

ア 規程第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止を受けたとき。

エ 財務課が実施した当該種目における一般競争入札に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき。

オ その他管理者が特に入札参加資格を有することが不相当であると認めたとき。

(5) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあっては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日から2の場所で閲覧に供する。

(6) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を2の場所まで持参し、提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除

7 入札の無効

規程第7条の2各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、予定価格を上回る価格の入札及び最低制限価格を下回る価格の入札は無効とする。

8 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本公告に関する問合せ先 2の問合せ先に同じ。

(5) 設計図書等の内容に関する質問は受け付けない。

(6) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。

イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請，3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。 ）。

(7) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。

(交通局企画総務部財務課)